

宇都宮市立晃宝小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- 児童が互いの良さを認め合い、相手の気持ちを思いやる態度を育てます。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童の安全確保を図る。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、その保護する児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所、家庭支援室などの関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。
- ・ いじめ対策委員会を設置し、問題の解決を図る。
- ・ S C（国本中学校）との連携により、問題の解決を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

（１）組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

① いじめ対策委員会

〔構成員〕 校長，副校長，教務主任，児童指導主任，スクールカウンセラー（地域学校園 S C），スクールカウンセリングマネージャー（S C M），

特別支援コーディネーター，当該学年主任，当該担任，養護教諭
※緊急性，必要に応じて構成員の変更がある場合がある。
その場合，学校長の了承を得る。

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善

②校内研修

「いじめ対応ハンドブック」等を活用した校内研修を実施する。

（２）いじめの防止等の取組

① いじめの防止

「いじめはどの児童生徒にも起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施
- ・ 卒業生や配慮児童等に関する情報交換会の実施
- ・ 地域学校園内情報交換（年２回）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ いじめに関するアンケートの実施
- ・ いじめの内容を含んだ道徳授業の実施
- ・ 教職員による巡回
- ・ いじめゼロ強調月間スローガンの掲示
- ・ チェックシートによる取組の確認
- ・ いじめ根絶リボンシールの着用
- ・ いじめゼロ標語の作成と掲示
- ・ 児童会によるいじめ根絶集会の実施
- ・ 学校便りや学年便りによる地域への情報発信

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 晃宝っ子の一日による，生活の決まりの確認と意識づけ（４月，学期末）
- ・ 「思いやり」に関する道徳授業の実施
- ・ 「自然愛や郷土愛」に関する道徳授業の実施，美化活動の実施（毎月）
- ・ 「理想や努力」に関する道徳授業の実施，進路に関する学級活動の実施

- エ 児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導
- ・ 相手の気持ちを考え、思いやりの心を育てる学級活動プログラムの実施
 - ・ 教育相談の実施による、自ら話せる機会の設置（６月，１１月）
 - ・ Ｑ－Ｕの実施（年１回から２回）とその結果を活用した学級経営

- オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施
- ・ インターネット活用上の情報モラルに関する学級指導
 - ・ 携帯電話を持たない指導と、使用する場合のルールやマナーについての学級指導

- カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等
- ・ いじめチェックシートによる取組の確認（５月，９月）
 - ・ 打ち合わせにおける、児童の状況の共通理解（毎月曜日）

② いじめの早期発見

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

- ア 児童生徒，保護者への相談窓口等の周知
- ・ 担任による教育相談，個人懇談（７月）の実施
 - ・ 学校便りや学年だよりによる，相談窓口の周知（副校長，担任）

- イ 宇都宮市の宮っ子ダイアリーの活用
- ・ 宮っ子ダイアリーを活用した，宇都宮市の相談窓口の紹介
 - ・ 日記指導による，個別相談窓口の設置
 - ・ 保護者との緊密の連絡窓口の設置

- ウ 児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
- ・ いじめに関するアンケートの実施（５月，７月，９月，１１月）
 - ・ 教育相談期間の設置と実施（６月，１１月）

- エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と，家庭との連携によるネットいじめの早期発見
- ・ 定期報告について
問題が生じた場合の早期対応：児童指導校内対策委員会
 - ・ 児童のモラルの向上に関する学級指導の実施
 - ・ 学校便りや学年便り，保護者懇談会等による，危機意識啓発と呼びかけ

- オ 「いじめ対応ハンドブック」等を活用した校内研修の実施
- ・ 「いじめ対応ハンドブック」の活用
- 例１ 本冊子と児童指導研修会にて示された資料等を用いた
児童指導主任による話
- 例２ 教職員チェックリストによる話し合い 等

③ いじめの対処

事実確認を正確かつ迅速，組織的に行い，被害児童（生徒）を守り通すとともに，加害児童（生徒）に対しては，「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

◎ いじめが発生した場合には，以下のとおり対応する。

ア いじめ対策委員会を中心とした事実確認

※ 被害者，加害者，関係児童生徒から事情を聴くなどして，正確に事実関係を把握する。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と，いじめを行った児童生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ いじめの解決に向けた，保護者や市，関係機関・団体等との連携

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

オ 第三者の立場の児童に対する指導，及び心のケア

カ 被害者児童，加害者児童に対する心のケア

※ カウンセリングの実施：ＳＣ等

3 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに，魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより等を活用するなどして周知を図り，いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され，実効性のあるものとなっているかについて，「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり，本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして，取組内容や取組方法の改善に取り組む。
- ・ 打ち合わせ時の児童指導に関する共通理解（毎月曜日）